

議案第 29 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要する費用（」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「並びに当該世帯主」を「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主」に改め、同条第 2 項ただし書中「50 万円」を「47 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「8 万円」を「9 万円」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 21 項の政令で定める金額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、当該

政令で定める金額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「第6条において」を「以下」に、「100分の8」を「100分の5.5」に改める。

第4条中「21,600円」を「22,800円」に改める。

第5条中「24,000円」を「25,200円」に改める。

第16条を第19条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第12条中「50万円を超える場合には、50万円）並びに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第21項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）並びに第2条第4項本文」に、「ウ及びエ」を「オ及びカ」に、「8万円」を「9万円」に改め、同条第1号ア中「12,960円」を「15,960円」に改め、同号イ中「14,400円」を「17,640円」に改め、同号エ中「2,880円」を「5,880円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「2,160円」を「5,040円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
2,520円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について3,360円

第12条第2号ア中「8,640円」を「11,400円」に改め、同号イ中「9,600円」を「12,600円」に改め、同号エ中「1,920円」を「4,200円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「1,440円」を「3

， 6 0 0 円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 1， 8 0 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1 世帯について 2， 4 0 0 円

第 1 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に規定する金額に被保険者 1 人につき 3 5 0， 0 0 0 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 4， 5 6 0 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 5， 0 4 0 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 7 2 0 円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1 世帯について 9 6 0 円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。）1 人について 1， 4 4 0 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 1， 6 8 0 円

第 1 2 条に次の 1 項を加え、同条を第 1 5 条とする。

2 市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

第11条第1項中「本条」を「この条」に改め、同条第2項、第4項及び第6項中「第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「4,800円」を「8,400円」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「3,600円」を「7,200円」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「100分の1」を「100分の2」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

附則第3項中「第12条」を「第15条第1項」に、「同条中」を「同項中」

に改め、附則第 8 項、第 10 項、第 13 項及び第 15 項から第 17 項までの規定中「及び第 12 条」を「、第 6 条、第 9 条及び第 15 条第 1 項」に、「第 12 条中」を「第 15 条第 1 項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成 20 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 19 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。